

労働関係紛争の相談窓口・解決制度のご案内

相談制度	解決制度	訴訟手続
------	------	------

機 関 名	名 称	概 要	備 考
富山県商工労働部 労働政策課	一般労働相談	担当職員による無料相談 日時：平日 8:30～17:00, 場所：富山県庁, 電話：076-444-9000 (労働相談ダイヤル) (12:30～16:30の間は社会保険労務士が対応します)	毎月第2火曜日 13:30～15:30には、高岡市役所でも一般労働相談を行います。 【予約制】(予約：電話 076-444-9000)
	特別労働相談	弁護士による無料相談【予約制】 (予約：電話 076-444-9000) 日時：毎月第3火曜日 13:30～15:30, 場所：富山県庁又は高岡市役所	
	Eメール労働相談	電子メールによる相談 常時受付, E-mail: roudousoudan@esp.pref.toyama.lg.jp	
富山県労働委員会	労働相談	担当職員による無料相談 日時：平日 8:30～17:15, 場所：富山県労働委員会事務局, 電話：076-444-2172	このほか、労働委員会委員(弁護士、大学教授)による労働相談会を定期的に開催しています。開催日時等は、富山県労働委員会事務局へお問い合わせください。
	あっせん	あっせん員(労働委員会委員)が紛争当事者の間に入り、話し合いによって解決を図る制度 あっせんは、公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働団体役員等)、使用者委員(会社経営者等)の三者の委員によって行われます。費用は無料です。	
富山労働局	総合労働相談	担当職員による無料相談 日時：平日 9:00～17:00, 場所：富山労働総合庁舎4階, 電話：076-432-2740	総合労働相談コーナーは、富山労働局のほか、各労働基準監督署(富山・高岡・魚津・砺波)にも設置されています。 (※1中小企業は令和3年4月1日から施行) (※2中小企業は令和4年4月1日から施行)
	助言・指導	労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すこと等により紛争の自主的解決を促す制度	
	あっせん	あっせん委員(弁護士、社会保険労務士等)が紛争当事者の間に入り、話し合いによって解決を図る制度	
	紛争解決援助	労働局長が問題解決に必要な具体策を提示することにより紛争解決を図る制度	
	調 停	調停委員(弁護士、社会保険労務士等)が調停案の受諾を勧告することによって紛争解決を図る制度	
富山県弁護士会	一般有料法律相談	弁護士による有料法律相談【予約制】 (予約・問合せ：県弁護士会 076-421-4811, 同高岡事務局 0766-22-0765) 富山, 高岡, 魚津の県内3か所で実施しています。(富山:毎週火、水、金曜日, 高岡:毎週火曜日, 魚津:毎週水曜日)	相談料：30分 5,000円+消費税
	あっせん	「富山県弁護士会紛争解決センター」が行う裁判外紛争処理手続(ADR) 経験豊富な弁護士があっせん人となり、話し合いによる紛争解決を目指します。	申立手数料：1件 10,000円+消費税 成立手数料：算定基準による
富山県司法書士会	無 料 相 談	司法書士による無料相談【電話相談】 (受付電話：076-445-1577 平日 13:00～16:00) 【面談相談】(要事前予約：予約受付電話 076-445-1620 毎月第2土曜日 13:00～16:00) 場所：ホルファートとやま 10階)	※希望者には司法書士を紹介します
富山県社会保険労務士会	無 料 相 談 会 (総合労働相談所)	社会保険労務士による無料相談【予約制】 (予約・問合せ：電話 076-441-0432, 平日 9:00～17:00) 日時：月曜日～土曜日 10:00～20:00, 場所：富山県社会保険労務士会	申立費用：当面の間、無料
	あっせん	「社労士会労働紛争解決センター富山」(法務大臣認証, 厚生労働大臣指定)が行う裁判外紛争解決手続(ADR) 手続・あっせん期日等は柔軟な対応が可能のため、日中や平日に時間が取れない場合でも利用できます。	

機 関 名	名 称	概 要	備 考
日本司法支援センター 富山地方事務所 (法テラス富山)	情 報 提 供	紛争解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報提供 日時：平日 9:00~17:00, 場所：法テラス富山, 電話：0503383-5480 ホームページでの情報検索も可能です。	法テラス・サポートダイヤル(0570-078374) ^{おなやみなし} でも法制度や相談窓口の情報を提供しています。 (平日 9:00~21:00, 土曜日 9:00~17:00)
	無 料 法 律 相 談 (民事法律扶助)	弁護士による無料法律相談【予約制】 (予約・問合せ：電話 0503383-5480) 日時：月曜日~金曜日 13:30~14:00 (1枠), 水曜日 13:30~16:30 (6枠), 場所：法テラス富山 利用するには、収入・資産が一定額以下であるなどの条件があります。 このほか、弁護士・司法書士費用の立替え(代理援助・書類作成援助)も行っています。	
富山・高岡・魚津・砺波 簡易裁判所	民 事 調 停	簡易な事案から複雑困難な事案まで、実情に応じて話し合いによる解決を図る手続 必ずしも詳細な主張書面や証拠が必要とされないため、自分1人でも手続を行うことができます。	手続には申立手数料等の費用が必要です。 相談は各種手続に関するものに限りません。
	少 額 訴 訟	原則1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続(60万円以下の金銭支払請求のみ利用可) 比較的単純な事案の解決に向いています。自分1人でも手続を行うことができます。	
	民 事 訴 訟	裁判官が審理し、最終的に判決によって解決を図る手続(訴額140万円以下) 証拠の提出と主張を的確に行う必要があるため、弁護士に依頼することが望ましい。	
富山地方裁判所	労 働 審 判	原則3回以内の期日で、話し合い(調停)を試みながら、最終的に審理を行う手続 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、弁護士に依頼することが望ましい。	手続には申立手数料等の費用が必要です。 相談は各種手続に関するものに限りません。
	民 事 訴 訟	裁判官が審理し、最終的に判決によって解決を図る手続(訴額140万円超) 証拠の提出と主張を的確に行う必要があるため、弁護士に依頼することが望ましい。	

◆ 制度の詳細については、各取扱機関にお問合せください。

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
富山県商工労働部労働政策課	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁東別館2階	076-444-3256
富山県労働委員会事務局	〒930-0096 富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館5階	076-444-2172
富山労働局総合労働相談コーナー	〒930-8502 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階(雇用環境・均等室)	076-432-2740
富山総合労働相談コーナー	〒930-0008 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎2階(富山労働基準監督署内)	076-415-8733
高岡総合労働相談コーナー	〒933-0046 高岡市中川本町10-21 高岡法務合同庁舎2階(高岡労働基準監督署内)	0766-23-6480
魚津総合労働相談コーナー	〒937-0801 魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎4階(魚津労働基準監督署内)	0765-22-0579
砺波総合労働相談コーナー	〒939-1367 砺波市広上町5-3(砺波労働基準監督署内)	0763-32-3323
富山県弁護士会	〒930-0076 富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館内	076-421-4811
富山県司法書士会	〒930-0008 富山市神通本町1-3-16 エスポワール神通3階	076-431-9332
富山県社会保険労務士会	〒930-0018 富山市千歳町1-6-18 河口ビル2階	076-441-0432
日本司法支援センター富山地方事務所(法テラス富山)	〒930-0076 富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1階	0503383-5480
富山地方裁判所	〒939-8502 富山市西田地方町2-9-1	076-421-6132
富山簡易裁判所	〒939-8502 富山市西田地方町2-9-1	076-421-7837
高岡簡易裁判所	〒933-8546 高岡市中川本町10-6	0766-22-5154
魚津簡易裁判所	〒937-0866 魚津市本町1-10-60	0765-22-0160
砺波簡易裁判所	〒939-1367 砺波市広上町8-24	0763-32-2118

富山労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会
事務局：富山労働局 雇用環境・均等室 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階 電話076-432-2740